

副
本

平成24年(ワ)第3671号、平成25年(ワ)第3946号、平成27年(ワ)第287号、平成28年(ワ)第79号、平成29年(ワ)第408号、平成30年(ワ)第878号、令和3年(ワ)第3509号 大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 ほか3444名

被告 国 ほか1名

口頭陳述要旨

令和7年9月25日

京都地方裁判所第6民事部合議はB係 御中

被告国訴訟代理人 熊谷明彦 

被告国指定代理人 田中優希 

神永 暁 

古賀俊行 

島田裕充 

松浦 究 

稲田幸恵 

米内敬子 

大崎美和 

三	宅	慶	彦	
新	井	吐	夢	
鶴	園	孝	夫	
藤	田	悟	郎	
金	澤	宏	明	
中	曾	根	佳	
佐	藤	清	和	
吉	田	彩	乃	
松	本	侑	里香	
大	浅	田	薫	
吉	田	匡	志	
田	上	雅	彦	
小	林	源	裕	
後	藤	堯	人	
井	藤	志	暢	
石	本	正	明	
塩	尻	浩	貴	

兼	重	直	樹	
奥	崎	鴻	生	
仲	村	淳	一	
長	江		博	
平	林	昌	樹	
高	橋	優	太	
藤	澤	楨	吾	
高	野		駿	
登	崎		涼	
吉	野	彰	浩	
金	山	晃	大	
長	田	沙瑛花		
芳	賀	星	帆	
山	本	宣	行	
伊	藤	純	一	
安	藤	成	純	
瀧	澤	悠	隼	

第1 事案の概要等

本件は、原告らが、大飯発電所3号機及び4号機（以下「本件発電所」という。）には安全対策に致命的な欠陥があり、過酷事故が発生する危険性が高いにもかかわらず、被告国において、必要な規制権限を行使せず、本件発電所がいつでも運転し得る状況に置くことによって、本件発電所の放射性物質の有する潜在的危険性が顕在化することへの恐怖感、不安感を抱かずに生活を送る原告らの権利ないし利益が侵害されているなどと主張して、被告国に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を請求している事案です。

なお、原告らが主張する将来の不法行為に基づく将来の損害賠償請求権は、将来の給付の訴えにおける請求権としての適格を欠き、本件将来給付請求に係る訴えは不適法であるというべきです（被告国答弁書第2・5ないし7ページ）。

そこで、以下では、原告らの訴えのうち、本件現在給付請求における原告らの主張、すなわち、本件発電所に対する原子力規制委員会等の規制権限不行使が国賠法1条1項の適用上違法である旨の原告らの主張に対し、被告国の反論の概要を改めて説明します。

第2 国賠法1条1項の違法が認められるためには、権利ないし法的利益の侵害が必要であること（被告国第3準備書面第1・5及び6ページ参照）

国家賠償制度が国民の権利ないし法的利益に対する侵害を救済するものであることの当然の帰結として、国賠法1条1項の違法が認められるためには、個別の国民の権利ないし法的利益に対する侵害が必要であり、権利ないし法的利益の侵害が認められない場合には、国賠法1条1項の違法を認める余地はありません。

第3 本件現在給付請求は理由がないこと

1 原告らの主張する被侵害利益

原告らは、被侵害利益に関して、「原発（原子炉施設）がいつでも運転しうる状況に置くことは、原告らが常にいつ生命・身体・健康等に甚大な被害が発生するかわからない差し迫った具体的危険性のもとでの生活を強いるものである。国による（中略）規制権限の不行使は、原告らが生命、身体、健康を維持し、快適な生活を営む権利、すなわち、人格権（憲法13条）、生存権（憲法25条）、平和的生存権（憲法前文）を侵害するものである。」などと主張します（原告ら第82準備書面9ページ等）。

- 2 原告らの主張する被侵害利益は、国賠法1条1項の適用上、法的保護の対象となる余地がないこと（被告国第1準備書面第4の2(2)・34及び35ページ、被告国第2準備書面第3の2(1)ないし(5)・10ないし40ページ、被告国第3準備書面第2の2・6ないし9ページ、被告国第7準備書面第1の2(1)・8ないし11ページ参照）

しかしながら、本件発電所については、福島第一発電所事故の教訓を踏まえて強化された新規制基準への適合性が確認され、災害の防止上十分であることが確認されているのですから、福島第一発電所事故のように原子力発電所から大量の放射性物質が放出されるような事故が生じる具体的危険性は認められません。また、現にそのような事故が生じたこともないことからすれば、本件で原告らが主張しているのは、原子炉の一般的、潜在的危険性を前提とした抽象的な恐怖感、不安感が生じていることをもって権利又は法律上保護される利益が侵害されているというにとどまるものと解され、被告国の行為により、原告らに対する不法行為の成立を肯定し得るだけの切迫した危険が客観的に生じていると評価することはできないから、国賠法1条1項の「違法」の前提となる権利又は法律上保護される利益の侵害のいずれも認められる余地はないというべきです。

これに対して、原告らは、るる（①新規制基準に基づく審査において、立地審査指針を用いていないこと、②大飯原発大阪地裁判決があること、③DNP

の噴出規模に係る新知見があることに加え、④本件発電所の周辺住民の避難計画等の有効性や実効性に関する事情、⑤新規制基準や本件発電所における基準地震動の策定過程を問題視する石橋氏の見解、⑥原子炉施設においては絶対的安全性が必要であるとする池内氏の見解をもって、それぞれ本件発電所の具体的危険性が基礎づけられる旨) 主張しますが、かかる主張にはいずれも理由がありません。なお、原告らの主張のうち、上記①ないし④に理由がないことについては、その概要を第38回口頭弁論期日においても説明していますので、ここでは後記3(1)ないし(4)の読み上げを割愛します。

3 原告らの指摘する各事情によっても、原告らに対する不法行為の成立を肯定し得るだけの切迫した危険が客観的に生じているとは認められないこと

(1) 立地審査指針を用いないことに不合理な点はなく、これを用いるべき必要性も認められないことから、これにより本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではないこと(被告国第2準備書面第3の2(6)・40ないし51ページ参照)

原告らは、新規制基準に基づく審査において、立地審査指針を用いないことが不合理である旨主張します(原告ら第54準備書面15及び16ページ)が、立地審査指針を用いないことに不合理な点はなく、発電用原子炉施設の敷地境界とは別に、発電用原子炉施設の公衆からの一定の離隔に関する立地評価をする必要性も認められないことから、新規制基準に基づく審査において立地審査指針を用いていないからといって、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではありません。

(2) 大飯原発大阪地裁判決の判示をもって、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではないこと(被告国第3準備書面第2の3・9ないし15ページ参照)

原告らは、本件申請に対する原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程には看過し難い過誤、欠落があると判示した大飯原発大阪地裁判決を引用し

た上で、本件発電所の存在が原告らの人格権を侵害する旨主張します（原告ら第78準備書面）が、大飯原発大阪地裁判決は、地震学や地震工学等の科学的知見や審査の実務ともかい離する解釈を独自に示し、かかる解釈を前提に上記判示をしたものであって、このような判示はそもそも誤っている上、仮にこの点をおいたとしても、同判決が判示した地震モーメントの値の上乗せやその要否の検討といったことは本件発電所の耐震安全性の充足に有意な影響を及ぼすものではないから、当該判示をもって、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではありません。

(3) DNPの噴出規模に係る新知見をもって、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではないこと（被告国第4準備書面参照）

原告らは、原子力規制委員会が、平成30年11月、DNPの噴出規模が既往の研究で考えられてきた規模を上回ると考えられる旨の新知見を採用し、令和元年6月、被告関西電力に対して発出した本件バックフィット命令に関連づけて、このDNPの噴出規模に係る新知見をもって、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられる旨主張します（原告ら第61準備書面、同第72準備書面及び同第88準備書面）が、本件バックフィット命令発出の際、原子力規制委員会において、大山は活火山ではなく噴火が差し迫った状況にあるとはいえ、原子力規制委員会が認定したDNPの噴出規模の噴火による降下火砕物により本件発電所が大きな影響を受けるおそれがある切迫した状況にはないことが確認されている上、本件バックフィット命令後に行われた各種適合性審査においても、DNPの噴出規模に係る新知見に基づき想定される火山事象（降下火砕物）が本件発電所に大きな影響を与えるものではないことが確認されていることから、DNPの噴出規模に係る新知見をもって、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではありません。

(4) 本件発電所の周辺住民の避難計画等の有効性や実効性に係る事情をもって、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではないこと（被告国第5

準備書面及び同第6準備書面参照)

原告らは、本件発電所の周辺住民の避難計画等に関し、避難計画の有効性や避難の実効性等といった原子力災害対策が不十分であるとして、原告らの生命、身体、健康に具体的危険性が生じている旨主張します（原告ら第73準備書面及び同81準備書面10ないし12ページ等）が、本件で検討されるべきは、飽くまで、本件発電所について、深層防護の考え方における第1から第4までの全ての防護階層が奏功せず、放射性物質の異常放出を伴う重大事故等が発生する具体的危険性があるかどうかであり、かかる具体的な危険性の存在が認められない以上、原告らが主張する本件発電所の原子力災害対策としての避難計画の実効性を検討するまでもなく、原告らの生命、身体、健康に対する切迫した危険が客観的に生じているといえず、本件現在給付請求は認容される余地がありません。

- (5) 新規制基準や本件発電所における基準地震動の策定過程を問題視する石橋氏の意見をもって、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではないこと（被告国第7準備書面参照）

ア 原告らの主張の要旨

原告らは、石橋意見書（甲第658号証）を基に、①新規制基準において、地震時地殻変動（地震発生に伴う地殻変動）が極めて不十分にしか考慮されていない（原告第109準備書面2、4及び5ページ）、②新規制基準において、海洋プレート内地震（スラブ内地震）の重要性がないがしろにされている（同4ページ）、③新規制基準において、大余震による強震動が無視されている（同6ページ）、④その結果、本件発電所の設置変更許可に係る審査書には誤りがある（同8及び9ページ）などと主張します。これは、基準地震動策定に係る新規制基準や本件発電所における基準地震動及びその策定過程等を批判し、これが本件発電所の具体的危険性を基礎づける事情であると主張する趣旨と解されます。

イ 原告らの前記各主張には理由がないこと

しかしながら、前記①ないし④の主張に理由がないことは被告国第7準備書面で述べたとおりです。

(7) すなわち、新規制基準は、設置許可基準規則4条3項及び4項並びに同規則3条2項に加え、同規則の解釈別記1の2（乙第100号証129ページ）において、地震発生に伴う地殻変動が耐震重要施設の基礎地盤に与える影響を考慮することを明示的に求めていることから、原告らの前記①の主張には理由がありません（被告国第7準備書面第2の2・15ないし19ページ）。

(8) また、新規制基準は、設置許可基準規則4条3項及び同規則の解釈別記2の5（乙第100号証136ページ）において、基準地震動の策定に当たり、海洋プレート内地震（スラブ内地震）についても、内陸地殻内地震及びプレート間地震と同じく、各種調査結果等を踏まえて十分に検討することを求めていることから、原告らの前記②の主張にも理由がありません（被告国第7準備書面第3の2・20ないし23ページ）。

(9) さらに、新規制基準の下で策定される基準地震動は、敷地において発生を想定し得る最大規模の地震動であって、安全確保の観点から十分な保守性を有しているところ、新規制基準は、設置許可基準規則4条3項及び同規則の解釈別記2の6（乙第100号証140ページ）において、耐震設計の段階においても十分な保守性を求めていることからすれば、新規制基準が、耐震重要施設の耐震設計において大余震による強震動、すなわち基準地震動に匹敵する地震動が繰り返し発生する場合を想定していないことをもって、耐震重要施設の耐震安全性評価に係る具体的審査基準に不合理な点があるとはいえず、原告らの前記③の主張にも理由がありません。（以上につき、被告国第7準備書面第4の2・24ないし28ページ）

この点、近時の裁判例（名古屋地裁令和7年3月14日判決（D1-Law.com判例体系【判例ID28332128】及び【判例ID28332104】）においても、上記の被告国の主張が是認されているところです。

- (i) 加えて、原子力規制委員会は、本件発電所の検討用地震の選定過程が適切であることを確認するとともに、本件発電所の敷地及び敷地近傍における海成段丘（中位段丘）面の存在を踏まえ、地震発生に伴う地殻変動の影響を適切に確認しており、このような審査に基づき作成された本件発電所の設置変更許可に係る審査書に原告らが主張するような誤りがないことは明らかであるから、原告らの前記④の主張にも理由がありません（被告国第7準備書面第5の2及び第5の3・30ないし49ページ）。

なお、石橋氏は、本件発電所の基準地震動の策定過程につき、被告国が同第7準備書面（36ページ）において「被告関西電力は、（中略）他の検討用地震の候補とする地震の敷地における地震動との相対評価から、最終的に1819年地震を検討用地震として選定しなかった」と主張したことが、解釈別記又は審査ガイドの手法に「全く合致していないと思います。」（石橋証人調書(2)68ページ）と証言しましたが、かかる証言は、原子力規制委員会が地震学・地震工学的知見等を踏まえ、適正な手続を経た上で定めた設置許可基準規則の解釈別記2の5二の規定等とは異なる独自の見解に基づくものであるから、当該証言をもって本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではありません。

- (6) 原子炉施設においては絶対的安全性が必要であるとする池内氏の意見をもって、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではないこと（被告国第8準備書面参照）

原告らは、池内意見書（甲第660号証）の内容にほぼ全面的に依拠し、

原子炉施設においては「絶対安全」を求める必要があるとし、「絶対安全」があり得ない「原発は廃棄するしかない」などと主張します（原告第111準備書面）が、池内氏の見解は、原子炉等規制法等の規制法令や伊方最高裁判決の趣旨と整合しないものですから、かかる見解をもって、本件発電所の具体的危険性が基礎づけられるものではありませんし、その余の原告らの主張も事実誤認等に基づく誤った主張であって、到底本件発電所の具体的危険性を基礎づけるものではありません。

第4 結語

以上のとおり、原告らの訴えのうち将来給付の請求に係る部分は不適法であるから却下されるべきであり、原告らのその余の請求は理由がないから、いずれも棄却されるべきです。

以 上